

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区に関する協定書

埼玉県知事（以下「甲」という。）及び厚生労働大臣（以下「乙」という。）は、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）記の2（3）及び「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」（平成23年12月26日地域主権戦略会議了承）を踏まえ、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「規則」という。）附則第9条第1項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、ハローワーク浦和で実施するハローワーク特区（試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行うもの。以下「特区」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指示）

第2条 前条の目的を達成するため、特区においてはハローワーク浦和及び埼玉県の業務に関する事項のうち次に掲げるものを推進することを基本とし、甲は、これに関し、規則附則第9条第2項の規定に基づき、埼玉労働局長（以下「丙」という。）に対し、別途定めるところにより、指示をすることができる。

- 一 ハローワーク浦和の行う支援と埼玉県の行う支援を一体的に実施すること等
- 二 生活・住宅総合相談窓口の設置等による求職者に対する支援の強化
- 三 その他移管可能性を検証するために甲及び乙が必要と認める事項

（人事交流の実施）

第3条 甲及び丙は、ハローワーク浦和における特区事業の実施に当たって、第1条の目的を達成するため、必要な範囲で、その職員について人事交流を行うものとする。

（協議等）

第4条 甲及び丙は、事業計画の策定、事業の進捗状況の管理、事業の実績の評価その他の必要な事項を連絡及び調整するため、連絡調整会議を設置する。この場合において、連絡調整会議の構成員その他の必要な事項は甲及び丙が別途協議して定める。

- 2 本協定に定めがない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。
- 3 本協定の内容について改定する必要がある場合は、その都度、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月30日

甲 埼玉県知事 上田清司

乙 厚生労働大臣 小宮山洋子